様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年12月9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃこすぎふどうさんほーるでぃんぐす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社コスギ不動産ホールディングス  （ふりがな）こすぎ　しゅうじ  （法人の場合）代表者の氏名 　小杉周司  住所　〒862-0976  熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6-57  法人番号　1330001001830  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX計画 | | 公表日 | 2024年11月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社コスギ不動産ホールディングスHPで公表  「DX計画」  <https://www.kosugi-f.com/dx>  トップメッセージ  DXビジョンと戦略 | | 記載内容抜粋 | さて、昨今において社会は急激に変化しており、不動産業界においても物件の老朽化や資材高騰などの課題が浮き彫りとなっています。一方、デジタル技術が急速に発展し、非対面でのサービス提供が可能となり、インターネット活用前提のサービスが求められるようになりました。このような急激な変化を目の前にし、業界全体が大きな転換期を迎えています。  こうした変化に対応し、持続可能な成長を遂げるため、当社ではデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に力を入れております。今回、そのＤＸ推進をさらに高度化し、着実に進めていくため、「DX計画」を策定しました。このＤＸ計画では「データドリブン・グループへの深化と探索」「多様化するニーズへの対応」「働きやすい環境の整備」が重要な指針となっています。  当社のＤＸビジョン「デジタルとデータを使いこなし、この街の豊かさを作り出す住生活総合グループ」の実現に向けて、私たちは全力で邁進してまいります。  DXビジョンと戦略  DX推進3つの方向性  ○データドリブン・グループへの深化と探索：  収集したデータを分析・活用し、得られた洞察に基づいて住生活総合グループとしてのシナジーの深化と探索を進める。  ○多様化するニーズへの対応：  デジタル技術を駆使し、様々な顧客ニーズに対応した新たな顧客価値を生み出す。  ○働きやすい労働環境の整備：  従業員が生産性高く能力を発揮できるIT環境を整備し、従業員自身の価値を向上させる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は、取締役会より承認権限を委譲された「経営会議」で承認を得た内容です。なお、「経営会議」は当社の意思決定機関であり、代表取締役をはじめとした取締役も出席しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX計画 | | 公表日 | 2024年11月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社コスギ不動産ホールディングスHPで公表  「DX計画」  <https://www.kosugi-f.com/dx>  5つのDX戦略 | | 記載内容抜粋 | ○戦略1：オーナーエンゲージメントの強化  ・プロジェクト：  ビッグデータとAIを活用したオーナーへのアプローチ  不動産管理アプリを通じた既存オーナーとのコミュニケーションの強化  LINEシステムを活用した既存オーナーへの情報提供  SFAシステム活用による新規オーナーへのアプローチ  ○戦略2：データドリブン販売戦略  ・プロジェクト：  データを用いた物件評価の仕組み化と市場評価の精緻化  顧客管理システムによるお客様データの蓄積と管理  ○戦略3：外部連携の促進  ・プロジェクト：  LINEシステムを活用したハウスメーカーとの情報連携強化  ○戦略4：デジタルマーケティングの強化  ・プロジェクト：  自社サイトのリニューアルおよびSNS活用によるWEBチャネルの強化  マーケティングオートメーションを用いた広告の費用対効果の可視化  ○戦略5：業務プロセスのデジタルトランスフォーメーション  ・プロジェクト：  業務の棚卸とデジタルの活用による業務改革 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は、取締役会より承認権限を委譲された「経営会議」で承認を得た内容です。なお、「経営会議」は当社の意思決定機関であり、代表取締役をはじめとした取締役も出席しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社コスギ不動産ホールディングスHPで公表  「DX計画」  組織体制・人材育成と確保・IT環境整備 | | 記載内容抜粋 | ○組織・体制  DX推進委員会を新たに設置し、グループ全体の戦略推進を行います。  DX推進課と各子会社のDX推進担当者が委員会メンバーとなり、各プロジェクトを牽引します。  推進にあたり、DX推進に必要なスキルをもった外部協業企業と委員会が連携の上戦略を推し進めます。  ・DX推進委員会の設置  ・DX推進課の人員拡大  ・各子会社へDX推進担当者を任命  ・各プロジェクトチームの編成  ・外部協業企業との連携強化  ○人材育成と確保  全社でデジタル活用を推進するため、従業員のITリテラシー向上に向けた研修を開催します。  また、デジタル人材のキャリア採用を積極的に行い、社内のデジタルに対する専門性を高めます。  ・全社ITリテラシー向上に向けた研修開催  ・デジタル人材の積極採用 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社コスギ不動産ホールディングスHPで公表  「DX計画」  組織体制・人材育成と確保・IT環境整備 | | 記載内容抜粋 | ○IT環境整備  現在のセキュリティ対策を見直し、戦略推進と並行してセキュリティ強化を行います。  併せてセキュリティ関連研修を社内で開催し、盤石なセキュリティ環境を作り上げます。  また、戦略推進に必要なデバイスの導入や見直しに加え、データ活用に向けたデータベースの整備を進めます。  ・セキュリティの強化、研修実施  ・デバイスの整備  ・データベースの整備 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX計画 | | 公表日 | 2024年11月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社コスギ不動産ホールディングスHPで公表  「DX計画」  <https://www.kosugi-f.com/dx>  5つのDX戦略 | | 記載内容抜粋 | ○戦略1：オーナーエンゲージメントの強化  ・重要指標：  管理オーナー数の増加率  既存オーナーの管理物件登録件数  ○戦略2：データドリブン販売戦略  ・重要指標：  収益物件の仕入れ件数  収益物件の販売件数  ○戦略3：外部連携の促進  ・重要指標：  ハウスメーカーからの情報連携数  ○戦略4：デジタルマーケティングの強化  ・重要指標：  自社サイトからの反響獲得数  広告からの反響獲得数  ○戦略5：業務プロセスのデジタルトランスフォーメーション  ・重要指標：  業務削減時間数  RPA活用件数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月5日 | | 発信方法 | 株式会社コスギ不動産ホールディングスHPで公表  「DX計画」  <https://www.kosugi-f.com/dx>  トップメッセージ | | 発信内容 | 当社は、不動産管理、賃貸、売買などを中心に多岐にわたる事業を展開し、多くの皆さまのご支援と信頼をいただいてまいりました。この場を借りて、心より感謝申し上げます。  さて、昨今において社会は急激に変化しており、不動産業界においても物件の老朽化や資材高騰などの課題が浮き彫りとなっています。一方、デジタル技術が急速に発展し、非対面でのサービス提供が可能となり、インターネット活用前提のサービスが求められるようになりました。このような急激な変化を目の前にし、業界全体が大きな転換期を迎えています。  こうした変化に対応し、持続可能な成長を遂げるため、当社ではデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に力を入れております。今回、そのＤＸ推進をさらに高度化し、着実に進めていくため、「DX計画」を策定しました。このＤＸ計画では「データドリブン・グループへの深化と探索」「多様化するニーズへの対応」「働きやすい環境の整備」が重要な指針となっています。  当社のＤＸビジョン「デジタルとデータを使いこなし、この街の豊かさを作り出す住生活総合グループ」の実現に向けて、私たちは全力で邁進してまいります。  今後とも変わらぬご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。  株式会社コスギ不動産ホールディングス  代表取締役社長小杉周司 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年6月頃　～継続中 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のDX成熟度における課題を把握しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年8月頃　～継続中 | | 実施内容 | 2024年8月に情報セキュリティ基本方針を公表しました。  また、2024年8月にSECURITY ACTIONの2つ星を自己宣言しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。